

中国四国厚生局岡山事務所長への届出事項

令和7年4月1日

当院では次の施設基準について、中国四国厚生局長に届出をしています。

「手術の施設基準」

手術の件数

自 2024 年 1 月

通則 5 及び 6 に掲げる手術

至 2024年 12月

院内に掲示をする手術件数

- ・ 区分 1 に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

- ・ 区分 2 に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

- ・ 区分 3 に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食堂切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数

0

- ・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス手術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0
経皮的冠動脈血栓切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0

さとう記念病院